

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 港湾法施行令の一部改正

- 一 技術基準対象施設として廃棄物埋立護岸等を追加することとする。 (第十九条関係)
- 二 登録確認機関の登録の有効期間を三年と定めることとする。 (第十九条の二関係)
- 三 業務内容等の事情を勘案して手数料が免除される独立行政法人水産大学校等と定めることとする。 (第十九条の三関係)

第二 水先法施行令の一部改正

- 一 二級水先人又は三級水先人が水先業務を行うことのできる船舶の範囲について所要の規定を定めるところとする。 (第一条関係)
- 二 登録水先人養成施設等の登録の有効期間を三年と定めることとする。 (第二条関係)
- 三 水先区を統合し、統合後の水先区の区域について定めることとする。 (別表第一関係)
- 四 その他所要の改正を行うこととする。

第三 組合等登記令及び行政手続法施行令の一部改正

組合等登記令及び行政手続法施行令について所要の規定の整備を行うこととする。

第四 附則関係

- 一 この政令は、平成十九年四月一日から施行することとする。
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めることとする。

(附則第一条関係)

(附則第二条及び附則第三条関係)